

## 福井県後期高齢者医療広域連合ホームページリニューアル業務実施要領

### 1 趣旨

本要領は、福井県後期高齢者医療広域連合ホームページリニューアル業務について公募型プロポーザルにより受託業者を選定するため、必要な手続きを定めるものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 事業名

福井県後期高齢者医療広域連合ホームページリニューアル業務

#### (2) 業務内容

福井県後期高齢者医療広域連合ホームページリニューアル業務仕様書による。

### 3 提案上限額

#### (1) 初期構築費用

2,160,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※正式稼働までの保守費用も初期構築費用に含めること。

#### (2) 保守費用

月額50,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

見積書は、「初期構築費用」と「保守費用（月額）」それぞれ別で提出し、消費税率は現行の8%として計算すること。

※保守契約については、本業務の契約には含まず、今回提出の見積書に記載の消費税及び地方消費税を除いた保守費用（月額）を上限とし、別途契約を締結する。

（60カ月間）

なお、消費税率の改正については変更契約にて対応するものとする。

### 4 履行期間

#### (1) リニューアル業務

契約締結の日から平成31年3月31日までとする。

リニューアルに伴う新ホームページは、平成31年3月15日公開予定とする。

#### (2) 保守業務

平成31年4月1日から平成36年3月31日までとする。

保守については次年度以降、別途契約を締結する。

### 5 スケジュール

(1) 公示（公募開始） 平成30年9月12日（水）

(2) 参加申請書等の提出締切 平成30年9月19日（水）

- |     |              |                   |
|-----|--------------|-------------------|
| (3) | 参加資格確認の結果通知  | 平成30年9月25日(火)     |
| (4) | 質問の受付締切      | 平成30年9月27日(木)     |
| (5) | 質問に対する最終回答   | 平成30年10月3日(水)     |
| (6) | 企画提案書等提出締切   | 平成30年10月11日(木)    |
| (7) | プレゼンテーションの実施 | 平成30年10月18日(木) 予定 |
| (8) | 審査結果通知       | 平成30年10月下旬        |
| (9) | 契約締結         | 平成30年10月下旬        |

## 6 参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)(以下「令」という。)第167条の4に規定する欠格事由に該当しない者。
- (2) 福井県後期高齢者医療広域連合一般競争参加停止及び指名停止等措置要領により停止措置を受けている期間中でない者。
- (3) 福井県内に本社又は事業所を有する業者であること。
- (4) 福井県又は福井県内の市町の競争入札参加者資格名簿に登録されていること。
- (5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。
  - ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者。
  - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者。
  - ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者。
  - エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
  - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。
- (6) 平成24年度以降において、法人と同種業務を履行した実績を有する者であること。
- (7) この業務に係る保守について、その体制が十分であり、長期にわたり迅速かつ円滑に対応することができるものと認められる者であること。

## 7 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 審査結果通知日までに、提案者が前記6の参加資格要件を満たさなくなった場

- 合。
- (2) 見積書の金額が、提案上限金額を超える場合。
  - (3) 提出期限までに提出資料が提出されない場合。
  - (4) 複数の企画提案書を提出した場合。
  - (5) 提出資料に虚偽の記載があった場合。
  - (6) 著しく審議に反する行為があった場合。
  - (7) 契約を履行することが困難と認められる場合。
  - (8) 企画提案書の記載内容が、法律違反など、著しく不適當な場合。
  - (9) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合。
  - (10) 書類に不備がある場合（軽微な場合を除く）。

#### 8 実施要領の交付等に関する事項

- (1) 実施要領の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地ならびにこのプロポーザルに関する問い合わせ先  
〒910-0843 福井市西開発4丁目202番1 福井県自治会館5階  
福井県後期高齢者医療広域連合総務課 担当 相模（さがみ）  
電話：0776-54-6330  
FAX：0776-52-5720  
メール：info@fukui-kouiki.or.jp
- (2) 実施要領は上記のほか、広域連合ホームページで公開する。

#### 9 質問書の提出及び回答

本業務に関し質問がある場合は、平成30年9月27日（木）17時（必着）までに質問書をメールにて提出すること。また送信時には電話により受信確認を行うこと。

なお、回答については、平成30年10月3日（水）17時までに、参加の意思確認を行ったすべての業者にメールにて回答する。

#### 10 資格の確認に関する事項

提案書の提出を希望する者は、所定の参加申込書に必要書類を添えて資格の確認の申請をしなければならない。

- (1) 提出書類
  - ア 参加申込書（様式1）
  - イ 会社概要（様式2）
  - ウ 会社の組織体制がわかる資料、パンフレット等
  - エ ホームページの構築業務実績書（様式3）

- オ 業務実施体制書（様式4）
- カ 参加資格に係る誓約書（様式5）
- キ 福井県又は福井県内の市町の入札参加資格決定通知書の写し

- (2) 提出期限 平成30年9月19日（水）17時
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。郵送の場合は提出期限までに到着すること。
- (4) 提出先 8（1）に同じ。
- (5) 資格確認の結果通知

上記（1）から（4）により、参加申込書を提出した者については、参加資格要件を審査し、その結果を平成30年9月25日（火）までに電話・電子メールなどで連絡する。

#### 1.1 企画提案書の提出

- (1) 作成要領 福井県後期高齢者医療広域連合ホームページリニューアルに関する企画提案書の作成要領（別紙1）による。
- (2) 提出期限 平成30年10月11日（木）17時
- (3) 提出方法 持参又は郵送によること。郵送の場合は提出期限までに到着すること。
- (4) 提出部数 5部
- (5) 提出先 8（1）に同じ。
- (6) 提出辞退 参加申込みを行った後に企画提案書の提出を辞退する場合は、辞退届（様式は任意とする）を提出期限までに8（1）に提出すること。なお、当該辞退による広域連合の不利益な取扱いはない。

#### 1.2 業者の選定及び選定結果通知

- (1) 審査 企画提案の審査及びこれに基づく業者の選定は、別に定める審査要領により行う。なお、審査要領は、審査の対象になった者に対し、別途通知する。
- (2) 審査結果 審査結果は、審査会終了後、企画提案書提出者全員に通知する。審査結果に関する質問は受け付けない。

#### 1.3 プレゼンテーションの実施

- (1) 日時 平成30年10月18日（木）予定  
1社につき30分（説明20分、質疑応答10分）とする。  
詳細な日程については参加対象となった者に別途連絡する。
- (2) 場所 福井県自治会館5階 会議室

- (3) 準備物            プレゼンテーションの際、パソコンを使用する場合は、参加者がパソコンを準備すること。プロジェクター（VGA、HDMI端子対応）、スクリーンは広域連合で準備する。
- (4) 審査方法            審査要領による。
- (5) 受託予定者選定    審査会の審査において、最も優れた提案を行ったと認められた者を受託予定者とする。

#### 1 4 契約の締結

受託予定者と企画提案書等の内容をもとに、業務履行に必要な具体的な協議を行う。協議が整った場合に、受託予定者から改めて見積書を徴収し、見積書の内容を精査の上、広域連合と受託予定者との間で随意契約により契約を締結する。

また、次の場合には、契約締結を取り消す場合がある。

- (1) 受託予定者として選定された者が、契約の締結に応じないとき
- (2) 財務状況の悪化等により事業の履行が確実でない恐れがあるとき
- (3) その他、著しく社会的信用を損なう行為等により、委託が不可能又は著しく不適当となるような事情が生じた場合

#### 1 5 その他事項

その他事項は次のとおりとする。

- (1) 提出された書類は返却しないこととする。
- (2) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- (3) 本要領に定めのない事項ならびに疑義が生じた場合は、協議により定める。